

認可地縁団体の手引

令和 8 年 1 0 月改訂

た つ の 市

総 務 課

目 次

1	地縁団体とは	1 P
2	「認可地縁団体」とは	1 P
3	申請できる団体	1 P
4	認可の要件	2 P
5	事前準備（地域団体における手続）	2 P
6	認可申請に必要な書類等	3 P
7	申請から認可までの大まかな流れ	5 P
8	認可について	6 P
9	認可地縁団体の印鑑登録について	6 P
10	課税関係について	7 P
11	認可地縁団体に係る各種証明書の交付について	8 P
12	認可地縁団体の義務	9 P
13	認可の取消と解散	10 P
14	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	11 P
	様式集	15 P ～ 28 P
	参考資料	29 P ～ 39 P

1 地縁団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）をいいます。具体的には自治会や町内会がこれに当たるといえます。

2 「認可地縁団体」とは

自治会等が集会所などの不動産を保有している場合、会長名義や会員の共有という形で不動産の登記が行われていることが少なくありません。

ところがこうした個人名義での登記では、当該名義人の死亡による相続問題などが生じていました。

こうした問題に対処するために平成3年に地方自治法の一部が改正され、一定の手続により自治会等が法人格を取得することにより、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

ただし、自治会が法人格を取得しても、住民により任意的に組織された団体であり、住民が自主的に組織して活動するという任意団体としての団体自身の性格は全く変わるものではありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。

※従来は団体名義で不動産登記ができるよう法律上の権利能力を付与することを目的としており、不動産の保有又は保有予定を認可申請の条件としていましたが、令和3年の地方自治法の一部改正により、制度の目的が変更されるとともに、認可申請の条件が見直され、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、法人格を取得することが可能になりました。

3 申請できる団体

申請できる団体は、地縁団体です。したがって、下記のような団体は申請できません。

○構成員に対して住所以外に性別や年齢の条件が必要な団体（青年団や婦人会など）

○活動の内容が限定された団体（趣味やサークル活動を行う団体など）

4 認可の要件

認可の要件としては、以下の4点があります。

- (1) 地縁による団体のある区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていると認められること。
- (2) その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所のある全ての個人が構成員となることができるものとし、その相当数の者(一般的にはその区域の過半数の住民)が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

この規約には、下表の左欄の8項目を定めておく必要があり、また、右欄の3項目も定めておくことが望ましいです。

必須項目	望ましい項目
目的	規約の変更に関する事項
名称	解散に関する事項
区域	残余財産の処分に関する事項
主たる事務所の所在地	
構成員の資格に関する事項	
代表者に関する事項	
会議に関する事項	
資産に関する事項	

5 事前準備（地域団体における手続）

認可を申請するに当たり、事前に次のことを実施しておかなければなりません。

- (1) 総会で議決する事項
 - 認可を申請することについての議決
 - 規約の制定・改正に関する議決
 - 申請者を代表者とすることの議決

- (2) 構成員の把握

構成員の名簿を作成するため、その団体の区域内に居住している全員の住所、氏名を調査する必要があります。

(3) 区域の明確化

団体の区域を明確にするため、隣接地区との境界を明確にしておく必要があります。

(住宅地図等に線引きし、区域図を作成すること。)

6 認可申請に必要な書類等

認可申請に必要な書類等は、以下のとおりです。

また、認可申請を行うことについて、自治会の中でよく話し合ってください。認可申請を行うためには、総会で議決することが必要です。

必ず事前に総務課に相談してください。

(1) 認可申請書 (17 ページ 様式第 1 号)

代表者の押印は、認め印で差支えありません。また、申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

(2) 規約 (30～35 ページ 参考資料 1：規約の参考例)

規約は、参考資料 1 の規約の参考例を参考にし、作成してください。なお、規約の制定・改正に当たっては、総会での議決が必要ですので、総会に諮る前に事前に総務課に相談してください。

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

(36～39 ページ 参考資料 2：議事録の参考例)

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるものを提出してください。

(4) 構成員の名簿 (18 ページ 様式第 2 号)

構成員の住所・氏名を記載したもので、その自治会の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。会員である場合には、未成年者の氏名も記入が必要です。なお、構成員は、「区域内に住所を有する個人」に限られますので、区域外に住所を有する個人は、構成員にはなれません。

(5) 事業報告書等活動状況を示す書類

その区域で住民が住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを証明する必要がある。

り、(ア) 事業報告書、(イ) 決算書、(ウ) 予算書、(エ) 事業計画書等が必要です。
一般的には年度末の総会資料であれば、上記4点を全て網羅していると思われます。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

下記の2点の書類が必要です。

(ア) 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び
議事録署名人の署名・押印のあるもの

「(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類」を
参考に作成してください。なお、認可申請の議決と申請者を代表者として選出
する旨の議決を同一総会で行った場合、提出いただく議事録は1部で構いませ
ん。

(イ) 申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署
名のあるもの

代表者承諾書(19 ページ 様式第3号)を提出してください。

(7) 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について(20 ページ 様式第4号)

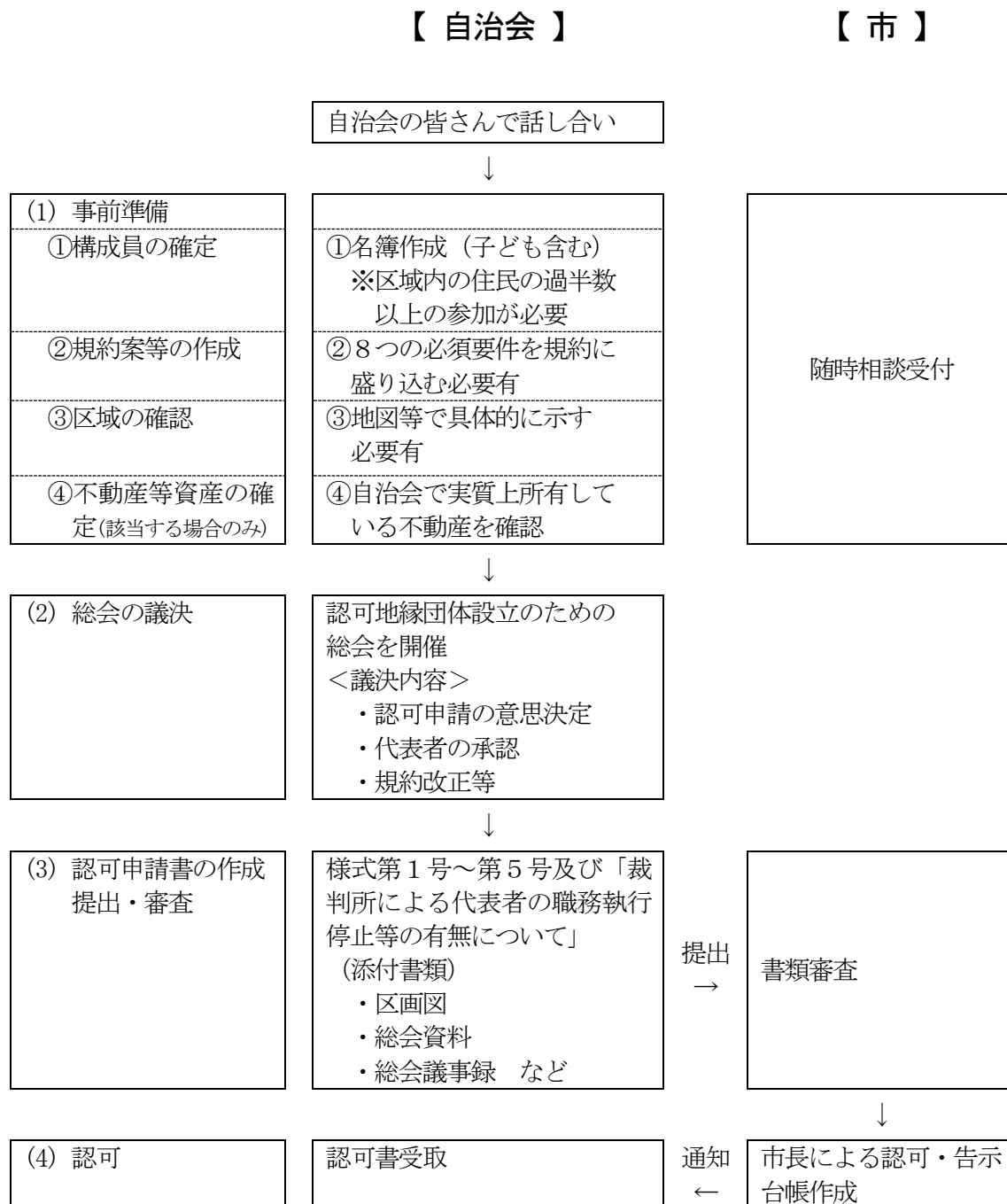
民事保全法に基づく、裁判所による代表者の職務執行停止等がある場合、その旨の
記載が必要です。また、地方自治法第260条の8、第260条の10による代理人がある
場合は記載してください。

(8) 区域を示した図面

地図等に区域を囲んで表示したものがが必要です。

7 申請から認可までの大まかな流れ

認可地縁団体の申請は以下のような流れになります。



8 認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示を持って法人登記に変えることとなりますので、法務局への登記は、必要ありません。（不動産登記については司法書士、法務局等へお問い合わせください。）

また、告示される内容は以下のとおりです。

- (1) 名称
 - (2) 規約に定める目的
 - (3) 区域
 - (4) 主たる事務所
 - (5) 代表者の氏名及び住所
 - (6) 裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合はその氏名及び住所)
 - (7) 代理人の有無（代理人がある場合はその氏名及び住所）
 - (8) 規約に解散の事由を定めたときはその事由
 - (9) 認可年月日
- ＜以下は、特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合のみ＞
- (10) 総務大臣が定める基準を満たすときはその事由
 - (11) 当該特例民法法人から継承した財産の種類及び数量

※告示された内容に変更があった場合は、速やかに総務課に届け出てください。

届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

9 認可地縁団体の印鑑登録について

認可告示後、たつの市認可地縁団体印鑑条例（平成 17 年条例第 23 号）及びたつの市認可地縁団体印鑑条例施行規則（平成 17 年規則第 20 号）の規定に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑を登録します。

- (1) 印鑑登録できる人
認可地縁団体の代表者本人
- (2) 印鑑登録に必要なもの

①認可地縁団体印鑑登録申請書（24 ページ 様式第 1 号）

②代表者の個人印（印鑑登録されたもの）

③印鑑登録証明書

④登録する団体印

※ただし、登録する印鑑が次のいずれかに当てはまる場合は登録できません。

○印影の大きさが 1 辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は

1 辺の長さが 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの

○ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

○印影を鮮明に表しにくいもの

10 課税関係について

認可地縁団体に係る課税関係については、以下のとおりです。

（１） 法人県民税

ア 認可を受けた地縁による団体は、地方税法第 53 条第 1 項により、法人県民税を申告納付する必要があります。

イ 認可を受けた地縁による団体は、法人設立届を県税事務所（県総合庁舎内）に提出する必要があります。

ウ 事業年度終了後 20 日以内に法人県民税の確定申告書を県税事務所に提出する必要があります。

なお、収益事業を行っていないものについては、法人県民税の減免を受けることができます。その手続や詳細については、県税事務所へお問い合わせください。

（２） 法人市民税

法人市民税についても法人県民税と同様の手続が必要となります。減免を受けるには、法人市民税減免申請書を市の税務課に提出してください。その手続や詳細については、市税課へお問い合わせください。

（３） 不動産取得税

地縁による団体が、不動産を取得したときは、兵庫県税条例第 53 条の規定に基づき、不動産を取得した日から 60 日以内に、不動産取得申告書を県税事務所へ提出す

る必要があります。

なお、自治会館、集会所、児童公園等の不動産を取得した場合には、兵庫県税条例第64条第1項第3号の規定により減免を受けることができます。その手続や詳細については、県税事務所へお問い合わせください。

(4) 固定資産税

地縁による団体が所有する土地、家屋、山林等の固定資産税は、課税対象となりますが、その用途により減免を受けることができます。その手続や詳細については、市税課へお問い合わせください。

11 認可地縁団体に係る各種証明書の交付について

認可告示及び代表者の印鑑登録後、必要に応じて次の証明書を請求できます。

(1) 認可地縁団体告示事項証明書

何人も、市長に対し、認可を受けた地縁による団体について告示した事項に関する証明書の交付を請求することができます。証明書が必要な場合は、証明書交付請求書（22 ページ 様式第10号）により、総務課もしくは各総合支所地域振興課へ請求してください。

証明書は1通につき300円です。

証明書の交付は、告示事項を記載した市の地縁団体台帳の写しから代表者の住所及び主たる事務所の住所を削除したものを交付することにより行います。ただし、次に掲げる者が請求者であって、当該者が住所を表示することを希望する場合は、当該者の住所を表示した証明書の交付が可能です。

ア 認可地縁団体の代表者又は代表者であった者の住所

イ 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者又は職務代行者であった者の住所

ウ 認可地縁団体の代表者の代理人又は代理人であった者

エ 認可地縁団体の清算人または清算人であった者

(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書

「9 認可地縁団体の印鑑登録」で登録した印鑑証明書が必要な場合は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（25 ページ 様式第4号）及び認可地縁団体印鑑

登録証明書（26 ページ 様式第 7 号）に団体の代表者印を押印し、必要事項を記入の上、総務課へ提出してください。

証明書は 1 通につき 3 0 0 円です。

12 認可地縁団体の義務

認可地縁団体の活動自体は、認可前の地縁団体と何ら変わるものではありませんが、認可地縁団体には、法で定められた義務があります。

（1） 告示事項の変更（地方自治法第 260 条の 2 第 11 項）

告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要になります。以下の書類を添えて総務課へ提出してください。

特に変更が多い内容は、以下のとおりです。

①代表者が変わったとき

- ・ 告示事項変更届出書（21 ページ 様式第 7 号）
- ・ 代表者承諾書（19 ページ 様式第 3 号）
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類

（総会議事録の写しなど。36～39 ページ 参考資料 2：議事録の参考例）

②主たる事務所の位置が変わったとき

- ・ 告示事項変更届出書（21 ページ 様式第 7 号）
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類

（総会議事録の写しなど。36～39 ページ 参考資料 2：議事録の参考例）

※規約で主たる事務所の位置を「会長の自宅」と定めている場合、代表者が変わると同時に主たる事務所の位置が変わりますので、ご注意ください。

（2） 規約の変更（地方自治法第 260 条の 3 第 2 項）

規約を変更する場合には、市長の認可が必要です。以下の書類を総務課まで提出してください。なお、規約の変更をする際は、事前に必ず総務課へ相談してください。

- ・ 規約変更認可申請書（23 ページ 様式第 11 号）

- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類
(議長及び議事録署名人の署名・押印した総会議事録の写し)

申請後、市は申請書の審査を行い、瑕疵（かし）がないと認めた場合は、規約変更認可通知書により通知します。

規約の変更内容が、名称・目的・事務所の所在地・区域等告示された事項である場合は、別途、告示事項の変更が必要になりますので、改めて告示事項変更届出書（21ページ 様式第7号）を総務課へ提出してください。

(3) 財産目録の作成と備置き（地方自治法第260条の4第1項）

認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。

(4) 構成員名簿の備置き（地方自治法第260条の4第2項）

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。

※個人情報保護には十分に注意してください。

※市への報告、提出は必要ありません。

(5) 総会開催の義務（地方自治法第260条の13）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、通常総会を開いてください。

ただし、構成員全員の承諾又は合意があれば、総会の開催を省略し、書面又は電磁的方法による決議を行うことができます。

13 認可の取消と解散

(1) 取消（地方自治法第260条の2第14項）

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は、認可を取り消すことがあります。

- ・認可の要件（2ページ参照）のうち、そのいずれかを欠くことになったとき。
- ・不正な手段により認可を受けたとき。

(2) 解散（地方自治法第 260 条の 20）

認可地縁団体は、次の事由により解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対する届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- ・規約に定める解散事由の発生
- ・破産
- ・認可の取消し
- ・規約に別段の定めがある場合を除いて、総構成員の 4 分の 3 以上の承諾のある総会の決議
- ・「相当数の者」が構成員となっていると認められなくなったとき

14 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体は、団体名義での不動産の登記が行うことが可能ですが、登記名義人の所在が知れない場合や、既に故人となっていてその相続人の所在が不明であるために、所有権移転登記手続きに必要な承諾書が用意できず名義変更手続きが滞る事例があり、これに対処するために、地方自治法が平成 27 年 4 月に一部改正され、認可地縁団体が所有する不動産に関し、登記の特例が認められるようになりました。

(1) 改正の概要

登記名義変更は、登記権利者と登記義務者の双方が共同して行うこととなっていますが、認可地縁団体の所有する不動産の登記名義変更に限って、登記名義人やその相続人の所在が知れない場合は、市長にそれらの者の承諾書に代わる書面を申請することができ、その承諾に代わる書面を登記申請書に添付することにより認可地縁団体が単独で所有権保存登記や移転登記をすることができる特例が設けられました。

(2) 申請の要件

認可地縁団体は、下記の 4 要件を満たすときにこの登記の特例に関する申請ができます。

- ①認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。
- ②認可地縁団体が、当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。

④登記関係者（相続人を含む）の全員又は一部の所在が知れないこと。

（３） 手続き

① 認可地縁団体は、市長に対して上記４要件を証する資料を添えて公告を求める申請を行います。

②市長は申請が相当と認めるときは、総務省令の定めによる３か月以上の公告を行います。

③ 公告期間中に異議を述べるものがいなければ、登記関係者の承諾があったものとみなされ、市長の通知文書によって所有権保存登記や移転登記手続を進めることができます。

（４） 申請書及び添付資料

特別公告の申請を行うには、下記の書類が必要です。なお、当該申請を行う場合は、事前に必ず総務課へ相談してください。

- ・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（27 ページ 様式第 13 号）
- ・当該不動産の「登記事項証明書（全部事項）」
- ・「（２） 申請要件」の①を証明する資料（下記ア又はイの資料）
 - ア 認可地縁団体申請時の「保有資産目録」又は「保有予定資産目録」
 - イ 上記②の資料に対象となっている不動産の記載がないときは、対象となる不動産を所有するに至った経緯等がわかる認可地縁団体の「総会議決資料」や所有に係る事実が記載された「事業報告書」等
- ・「（２） 申請要件」の②を証明する資料（下記ア又はイの資料）
 - ア 申請現在と 10 年以上前の「事業報告書」「公共料金の支払領収書」「固定資産税課税台帳の記載事項証明」「固定資産税の納税証明書」「閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本」「旧土地台帳の写し」等の資料
 - イ アの入手が困難な場合は、その理由書及び隣地の所有登記名義人や地域の実情に精通した者による証言書面、占有を証する写真等
- ・「（２） 申請要件」の③を証明する資料（下記ア又はイの資料）
 - ア 登記名義人が構成員であることが確認できる「認可地縁団体の構成員名簿」
 - イ アの入手が困難な場合は、その理由書及び地域事情の精通者による証言書面
- ・「（２） 申請要件」の④を証明する資料（下記ア及びイの資料）

ア 登記記録上の住所に登記名義人が存在しない旨の証明

○登記記録上の住所での住民票及び住民票の除票が存在しないことの証明

○登記記録上の住所宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨の証明

イ 所在の判明している登記関係者がいる場合は、特例制度の申請を行うことへの同意書

(5) 申請受理後

①申請書を受理した後、下記の内容について3か月以上の公告を行います。

- ・申請を行った認可地縁団体の名称・区域・主たる事務所
- ・申請不動産に関する事項
- ・異議を述べることができる者は、登記関係者等（表題部所有者もしくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者）であること。
- ・異議を述べることができる期間及び方法

②3か月の公告後

ア 公告内容に異議がなかった場合

公告期間中に異議が述べられなかったときは、当該不動産の所有権保存又は所有権移転の登記をすることについての登記関係者の承諾があったものとみなし、その旨を認可地縁団体に通知しますので、市長からの通知文を登記申請書に添えて、所有権保存登記・所有権移転登記の申請を行なってください。

イ 公告内容に異議がある場合

(a) 公告内容に異議がある者は、「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」（28 ページ 様式第 14 号）に下記の必要書類を添えて、市長に申し出ることができます。

- ・申出者の氏名住所を確認するための「住民票の写し」又は「戸籍の附表の写し」
- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人であるときは「登記事項証明書（全部事項）」
- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人であるときは、「登記事項証明書（全部事項）」と「戸籍謄抄本」
- ・所有権を有することを疎明する者は、所有権を有することを疎明するに足りる資料

- (b) 異議の申し出があったときは、公告申請者に対して異議があった旨を通知します。以後は、認可地縁団体と異議の申出者との間で協議を行っていただくこととなります。

様式集

様 式 一 覧

(認可地縁団体認可申請等に関する様式)

(様式番号)	(様式名称)	(様式の引用元)
様式第 1 号	認可申請書	地縁による団体の認可 に関する事務処理要領
様式第 2 号	構成員の名簿	〃
様式第 3 号	代表者承諾書	〃
様式第 4 号	代表者の職務執行の停止等の有無	〃
様式第 7 号	告示事項変更届出書	〃
様式第 10 号	証明書交付請求書	〃
様式第 11 号	規約変更認可申請書	〃
様式第 13 号	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	〃
様式第 14 号	申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	〃

(認可地縁団体印鑑登録に関する様式)

(様式番号)	(様式名称)	(様式の引用元)
様式第 1 号	認可地縁団体印鑑登録申請書	たつの市認可地縁団体 印鑑条例施行規則
様式第 4 号	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	〃
様式第 7 号	認可地縁団体印鑑登録証明書	〃

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

たつの市長 様

認可を受けようとする地縁による団体の名
称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類及び代表者承諾書
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）並びに代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）を記載した書類
- 7 区域を示した図面

様式第2号（第2条関係）

〇〇自治会構成員名簿

年 月 日現在

番 号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

様式第3号（第2条関係）

代 表 者 承 諾 書

自治会総会において、このたびの申請に係る代表者として選任されたので、これを受託いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

たつの市長 様

〇〇自治会 代表者 〇〇 〇〇

代表者の職務執行の停止等の有無について

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 | なし ・ あり |
| 2 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無 | なし ・ あり |
| 3 代理人の有無 | なし ・ あり |

【参考】

- 1 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに裁判所による代表者の職務代行者の選任は、民事保全法に基づき行われるものです。
- 2 代理人は、地方自治法第260条の8の代理人および第260条の10の特別代理人の両方を含みます。

様式第7号（第5条関係）

年 月 日

たつの市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の

所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

年 月 日

たつの市長 様

請 求 者

自治会名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第12項の規定による証明書の交付を下記のとおり請求します。

記

1 認可地縁団体の名称 _____

2 請求の内容 _____

3 請求通数 _____ 枚

4 住所の表示 _____ 希望する ・ 希望しない

※次に掲げる者が請求者であって、当該者が住所を表示することを希望する場合は、当該者の住所を表示した証明書の交付が可能です。

ア 認可賃団体の代表者又は代表者であった者の住所

イ 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者又は職務代行者であった者の住所

ウ 認可地縁団体の代表者の代理人又は代理人であった者

エ 認可地縁団体の清算人又は清算人であった者

年 月 日

たつの市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の

所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

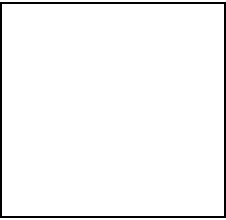
- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式第1号（第2条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

たつの市長 様

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 		認可地縁団体の名称				
		認可地縁団体の事務所の所在地				
		(登録資格) 氏 名	(代表者) 氏 名 ㊞	生年月日	年 月 日	
		住 所				

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。		
申請者	☐ 本人	住所
	☐ 代理人	氏名 ㊞

(注)

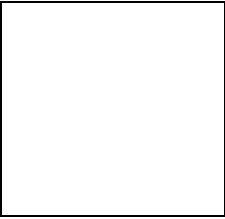
- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑及び個人印鑑の印鑑登録証明書を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には、住所地において登録されている個人印鑑を押印してください。
- 4 「登録資格」欄の（ ）には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第4号（第2条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

たつの市長 様

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 		認可地縁団体の名称			
		認可地縁団体の事務所の 所在地			
		(登録 資格) 氏 名	()	生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。			
申請者	☐ 本人	住所	
	☐ 代理人	氏名	

(注)

- 1 この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 「登録資格」欄の（ ）には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第 7 号（第 2 条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書

印 影	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(登録資格) 氏 名	()	生年月日	年 月 日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年 月 日

たつの市長 印

様式第 13 号（第 11 条関係）

年 月 日

たつの市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項
・建物

名 称	延床面積	所 在 地

- ・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

（別添書類）

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

様式第 1 4 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

たつの市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 2 6 0 条の 4 6 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
- ☐ 住民票の写し
- ☐ その他の市町村長が必要と認める書類

()

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

参 考 資 料

参考資料 1 規約の作成例

〇 〇 〇 自 治 会 規 約

(名称) ※必須項目

第1条 この会は、〇〇〇自治会という。

(区域) ※必須項目

第2条 この会は、たつの市〇〇町のうち、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

※区域が字ではっきりと決まっている場合は、「たつの市〇〇町
〇〇に住所を有する・・・」と定めることも考えられます。

(事務所の所在地) ※必須項目

第3条 この会は、事務所を「〇〇公民館」に置く。

※「事務所を会長の自宅に置く」も考えられます。

(目的) ※必須項目

第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福祉厚生に関すること。
- (5) 集会施設の管理運営に関すること。
- (6) 〇〇〇の維持管理に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要なこと。

(会員) ※必須項目

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
※別途「〇〇〇自治会会費規程」を策定し、会費の種類や金額、納入方法等を定めておくことになります。

(入会)

第8条 会員又は賛助会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

- 2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。※必須項目
3 この会の区域に入居した個人又は団体に対しては、この会は、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

- 2 会員又は賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
(1) 会の区域内に居住しなかったとき。
(2) 死亡又は解散したとき。
(3) 会費を〇年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した入会金、会費その他抛出金品は、返還しない。

(役員)

第11条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名※必須項目
(2) 副会長 〇名
(3) 会計 〇名
(4) 監事 〇名

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、総会における選挙による。

※「役員は、総会において別に定めるところにより選出する。」として別に定める細則（選挙管理規程など）に委ねることも考えられます。

- 2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。※必須項目

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第14条 この会の役員任期は、○年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議の種類) ※必須項目

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成する。

(権能) ※必須項目

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 会則の制定、改廃に関する事。
- (4) 役員選任及び解任に関する事。
- (5) その他この会の運営に係る重要事項に関する事。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) その他総会議決を要しない会務に関する事。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会) ※必須項目

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(役員会)

第 20 条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員数の〇分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第 21 条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2 会長は、第 19 条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

4 総会及び役員会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の 5 日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定員数)

第 23 条 会議は、総会においては総会員、役員会においては、役員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 24 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、会長として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法(電子メール、専用ウェブサイト、アプリケーション等)をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員又は役員の現在数

(3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議事及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(資産の構成) ※必須項目

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 別表に掲げる資産

(資産の管理) ※必須項目

第28条 資産は、会長が管理し、この方法は、役員会の議決により定める。

- 2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。
ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の決議を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁) ※必須項目

第29条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(弔慰金等)

第30条 本会の会員の弔慰については、別に定めるところによる。

※別途「〇〇〇自治会弔慰規程」を定めておくことになります。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の決議により定める。

(事業報告及び収支決算)

第32条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後〇箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第33条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余資産の処分)

第 35 条 この会の総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

(書類及び帳簿等の備付け)

第 36 条 この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第 37 条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員は、細則を規定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、 年 月 日から施行する。

(旧規約の廃止)

- 2 ○○○○規約は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は、 年 日までとする。

- 4 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

参考資料 2 : 総会議事録

第〇回〇〇〇自治会総会議事録

- 1 と き 年 月 日 ○○時開会

- ## 2 ところ

- 3 会員及び役員数 (年 月 日現在)

会員数 〇〇〇名

役員数 〇〇〇名

- #### 4 総会に出席した会員数及び役員氏名

役員氏名 (氏 名)

oo oo oo oo oo oo

oo oo oo oo oo oo

総会に出席した会員数

○○○名

- ## 5 議事日程

- (1) 開会あいさつ

- ## (2) 開会宣言

- ### (3) 開議宣言

日程1 ○○○・・・・・・について

日程2 ○○○・・・・・・・・について

- #### (4) 散会宣告

開会あいさつ

○自治会長（氏 名）

第〇回〇〇町〇〇自治会総会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。・・・以下略

開会宣言

○議長（氏 名）

ただいまから第〇回〇〇町自治会総会を開会します。

開議宣告

○議長（氏 名）

これより本日の会議を開きます。

まず日程第１〇〇〇〇〇についてを議題といたします。

本件につきまして（役職 氏名）から説明いたさせます。

○（役職 氏名）

説 明

○議長（氏 名）

〇〇〇についての説明は終わりました。

これより本案件に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

質疑終了後

○議長（氏 名）

質疑が終了しましたので表決に入ります。

日程第１〇〇〇〇〇についてを承認することに決してご異議ありませんか。

異議なし 賛成多数

○議長（氏 名）

ご異議なしと認めます。

よって日程第１〇〇〇〇〇については承認されました。

○議長（氏 名）

次に日程第２〇〇〇〇〇についてを議題といたします。

本件につきまして（役職 氏名）から説明いたさせます。

○（役職 氏名）

説 明

○議長（氏 名）

〇〇〇についての説明は終わりました。

これより本案件に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

質疑終了後

○議長（氏 名）

質疑が終了しましたので表決に入ります。

日程第２〇〇〇〇〇についてを承認することに決してご異議ありませんか。

異議なし 賛成多数

○議長（氏 名）

ご異議なしと認めます。

よって日程第２〇〇〇〇〇については承認されました。

〇〇〇自治会規約第26条の規定により署名する。

年 月 日

〇〇自治会長 〇〇 〇〇 印

第〇回総会議長 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印